

仕 様 書

- 1 業務名
恵下埋立地管理事務所等清掃業務
- 2 履行場所
恵下埋立地 広島市佐伯区湯来町大字和田 1 6 9 0 番地
- 3 清掃場所、清掃面積、数量等
 - (1) 清掃面積及び数量等は、別表のとおりとする。
 - (2) 清掃を行う場所は、別図のとおりとする。
- 4 作業内容、回数、時期等
清掃作業内容、回数等は、別表により行うほか、次によるものとする。
 - (1) 日常清掃
日常清掃を実施する日は、「広島市の休日を守る条例」（平成3年9月26日条例第49号）に規定する市の休日以外の日とする。
ただし、ごみの搬入を特別に行う日（1年につき2日間）については、上記の休日にかかわらず実施するものとし、日時については別途定めるものとする。
業務時間については、別途協議して定めるものとする。
 - (2) 定期清掃
定期清掃に従事する日時については、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。
- 5 業務実施にあたっての留意事項
 - (1) 従業員は、受注者名入りの統一した衣服を着用するものとする。
 - (2) 従業員には、次の事項を遵守させるものとする。
 - ア 品位を保ち、来庁者に対し不快感を与えるような言動をしないこと。
 - イ 節度ある態度で作業を行うこと。
 - ウ 休憩は、指定した場所で行い、特に作業の途中で休憩するときは、機具、資材を1箇所に整理してから行うこと。
 - エ 作業終了後は、指定した場所に機具、資材を整頓して格納すること。
- 6 報告事項等
 - (1) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、委託業務実施契約書とし、委託契約締結後、速やかに提出し、発注者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - (2) 受注者は契約締結後、広島市委託契約約款第8条に基づき選任した現場責任者及び従業員の氏名を速やかに報告する。現場責任者等に変更があった場合も、同様とする。
 - (3) 広島市委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、1か月分の業務内容を記載した清掃業務報告書とし、翌月の10日まで（ただし、3月分については、3月31日まで）に提出し、発注者の確認を受けること。
- 7 費用の負担等
広島市委託契約約款第3条に定める発注者が負担する経費は、次のとおりとする。
なお、使用にあたっては、効率的に使用しなければならない。
 - ア 電気料
 - イ トイレットペーパー及び消毒石鹸液
- 8 その他
当該仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。